令和3年11月８日

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

福島県剣道連盟

公益財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」)は、「対人稽古再開に関する感染予防ガイドライン」を改定し、6月21日付で「対人稽古に関するガイドライン」(以下「全剣連ガイドライン」)を制定しましたが、これに伴い「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」(以下、「審査ガイドライン」)を改定しました。これを受けて、福島県剣道連盟（以下「県剣連」）では、これを参考に、新たにみだしのガイドラインを定めました。

各支部主管による審査会を実施する場合、受審者はもとより、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者（以下「関係者」）は、このガイドライン（以下「県剣連のガイドライン」）を遵守して、安全な審査会の実施に努めて下さい。

なお、感染症の状況や県、市町村及び審査会場となる施設の方針により、逐次、県剣連ガイドラインを見直すことがあることをご了解下さい。

　　注：【その他】の１の赤書きが改訂箇所

ガイドライン

【審査会を開催するにあたって】

１　県剣連(以下ガイドラインにおいて「主催者」)及び審査を主管する支部は、審査会を開

催するにあたって、開催場所が所在する県、市町村及び審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。

２　審査を主管する支部は、審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、県剣連のガイドラインの内容を徹底する。

３　審査を主管する支部は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。

４ 審査を主管する支部は、受審者並びに関係者以外（例えば見学者）は入場できないことを、あらかじめ徹底する。

５　受審者並びに関係者は、県剣連のガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審にあたって】

１　ワクチンの 2 回の接種を推奨する。

２　以下に該当する者は受審できない。

(１) 基礎疾患のある者

⚫ 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう

⚫ これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする。

(２) 発熱のある者(個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう)

(３) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者

(４) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(５) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

３　受審者は、受審日に自宅等で検温を行い、受審者確認票に、氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の体温を記録し、審査会場に持参する。

４　受審者は、面マスク・シールド及びいわゆる家庭用マスクを持参する。

 実技審査時には面マスク、それ以外(実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等)は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。

※面マスクとは面の中に着装するマスクで種類は問わない。

【入場にあたって】

１　受審者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。

２　車での来場が許されている場合は、審査会場内での密集を避けるため、車内であらかじめ着替えを行った上、入場する。

３ 審査を主管する支部は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。

４　見学者、付き添い等は入場させない。付き添い（児童の保護者等）については、体育館等で十分な広さがある場合のほかは、会場の外で待機させる。

５ 入場口にアルコール消毒液等を設置し、受審者は手指消毒を行う。

６ 受審者は体温測定を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受審者の体温測定を行う。

 体温測定により 37.5 度以上ある者は、入場できない。

【審査会場内での留意事項】

１　受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも 1 メートル、できれば 2 メートル)を常に保つようにする。

２　受審者は、審査会場では、実技審査時(面マスク・シールド使用)を除いて、常にマスクを着用する。関係者は、マスク及びフェイスシールドを着用する。

３　受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。

4　主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所にアルコール消毒液等を配置する。

【受付、更衣、受審者説明】

１　施設に入場後、受審者は受付を行う。受付で持参した受審者確認票を提出する。受審者確認票を持参しなかった者は、原則として入場させない。なお、受付は、ロビー等可能な限り広い場所で実施する。

２　受付は、密集を避けるため、可能な限り多く設置し、受審者を分散させる。分散がスムースにできるよう、受付の表示を明確にする。

３　人と人の距離を保つため、受付の前に、2 メートル毎に目印のテープを貼る。

４　受付が密集した場合、入場制限を行う。

５ 受付終了者は、指定された場所に移動し、剣道着・袴に着替えて、待機する。

(１) 観覧席は密集にならないように、1 席以上空けて使用する。

(２) 女子更衣室は、前半後半に分けて使用するなど密集状態にならないように配慮する。

【呼出、受審番号の配布、実技審査待機】

１　係員は、待機場所において受審者の確認を行い、受審番号を決定する。

２　受審番号1組から5組までは審査会場に集合する。

(注)6組から10組は、審査会上指定場所で待機する。11組以降は、呼び出しがあるまで前記待機場所（受審者説明を行った場所）で待機する。

３　実技会場入口にアルコール消毒液等を設置し、受審者は入場の際、手指消毒を行う。

【実技審査】

１　実技審査に当たっては、面マスク・シールドを必ず着用する。

※シールドは口元のみを覆うもの、一体型等種類は問わない。

２　審査は、原則として４人１組とし、原則として１組（２人）ずつ実施する。

　　（級審査の場合は、原則として５組以内で実施する。）

【実技合格発表】

１　前半の部、後半の部に分けて合格発表を行うことも検討する。

２　発表は、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。

３　合格者は形審査会場に移動する。

４　不合格者は、すみやかに施設から退場する。

【日本剣道形審査】

１　実技合格者は、間隔(1 メートル以上)をとって整列する。

２　受審者は、面マスク等を着用して受審する。

３　合格発表後は、すみやかに施設から退場する。

【その他】

１　審査員、立ち合い、係員等関係者は、マスクを着用のうえ、フェイスシールドを着用する。（審査員は審査時のみ外す）。

２　休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに取るようにし、審査員等は交代で休憩室、トイレを使用する。

３　審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。

* 換気により、審査が中断することとなる場合には、換気を行う時間をあらかじめ受審

者に告知しておくこと。（受審者の集中力保持のため。）

４　審査を主管する支部は、多くの人が触れる用具、箇所(ドアノブなど)を定期的に消毒する。また、施設内トイレの出入口にアルコール消毒液とペーパータオルを設置する。

５　受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。

６　審査会終了後2週間以内に医師により罹患と診断された場合は、医師・保健所の指示に従って対応し、審査を主管する支部を経由して、県剣連事務局へ至急連絡する。

以上

令和３年11月８日一部改訂

**受審者確認票**

□日　時　　令和　　年　　月　　日（　　）　　□場　所

□氏　名

□住　所

□所　属

□連絡先（電話番号）

□本日の体温

□２週間前から下記の症状等はありましたか？

　□平熱を超える発熱（おおむね３７度５分以上）　　　　　　　　　 あり　　　なし

　□咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状　　　　　　　　　　　　　あり なし

　□だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）　　　　　　　　　　　　あり　　　なし

　□嗅覚や味覚の異常　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 あり　　　なし

　□体が重く感じる、疲れやすい等　　　　　　　　　　　　　　　　 あり　　　なし

　□新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無　　 あり　　　なし

　□同居親族や身近な知人に感染が疑われる方がいる　　　　　　　　 あり　　　なし

　□過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と　　あり　　　なし

　　されている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触

* 問診表は１か月保管した上で、責任を持って処分します。

～　この受審者確認票は各支部において必要に応じて使用して下さい。